令和6年11月 第6回西米良村農業委員会総会議事録

I 開催日時及び場所

日時:令和6年11月25日(月) 13:30~15:50

場所:西米良村基幹集落センターホール

II 出席委員(農業委員7名)

1番:中武武司会長 2番:濵砂広久 3番:上米良みさえ 4番:上村好彦

5番:那須敏郎 6番:上米良義郎 7番:田爪勉

III 提出議題

議案第1号 地域計画について

議案第2号 非農地判断

IV 総会経過

1 開会

進行:中武賢治事務局長

ご起立ください。定刻前ですが、皆さんお揃いなので、第6回西米良村農業委員会総会を 開会します。一同 礼。ご着席ください。

それでは会に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。

2 会長挨拶

挨拶:中武武司会長

11月になり、宮崎、西都で研修会がありました。出席された委員の皆さん、お疲れさまでした。急に寒くなり、車のフロントガラス、ワイパーが凍っていました。遊休農地調査はタブレットを初めて使っているのでバタバタですが、できるだけ早めの提出をお願いします。簡単ですがこれで挨拶を終わります。

3 審議

議長:中武武司会長(西米良村農業委員会会議規則第3条第1項の規定より)

議事録署名者の指名:5番 那須敏郎委員、6番 上米良義郎委員

【議案第1号】

会長:議案第1号 地域計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局:地域計画について説明します。11月上旬協議結果をホームページに掲載しました。

掲載内容は資料のとおりです。1月までに地域計画案、目標地図案を作成し、2月に昨年と同様に各地区での座談会を開催し、計画案の説明を行います。併せて関係者への意見聴取を行います。その後3月までに案の公告(縦覧2週間)、策定終了というスケジュールで考えています。2月の座談会の日程案は資料のとおりです。

会長:事務局より説明がありましたが、何か意見などありませんか?

2番委員:10年後の将来の在り方として、スマート農業についての記載がありますが、必ず取り組まないといけないということですか?カラーピーマンでは温湿度の管理などはモニタリング装置を導入していますが、その他には何もできておらず、自動収穫機などはハードルが高いと感じています。

事務局:必ず取り組まないといけないということではありません。方針として包括的に記載しているものです。

2番委員:分かりました。

事務局:他に何かありませんか。

5番委員:遊休農地の解消として、休耕田に対する草刈り補助やコスモスの花を秋頃に植えて種を毎年取りながら作業していけば荒れ地が少なくなるのではないでしょうか。

事務局:遊休農地の解消に係る事業はありますが、農振地域であることや緑区分であること などの条件があります。その他村単独での補助は現在ありません。

会長:他の農業委員会では自分たちでそういった遊休農地の解消の活動をしているところ もあります。

5番委員:分かりました。検討していければと思います。

4番委員:将来に向けてクレソンわさびの栽培を遊休農地でしてはいかがでしょうか。

会長:西米良の土地に合うのかどうか、普及に聞いてみてはどうでしょうか。

事務局:普及センターなどに確認したいと思います。

会長:その他何かありませんか。

委員一同:異議なし

会長:異議なしということで、議案第1号について、可決いたします。

【議案第2号】

会長:議案第2号 非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局:非農地判断ですが、2班に分かれて村所東地区13筆と村所西地区3筆の調査を実施したいと思います。前回の続きとなります。

	第1班	第2班	
場所	村所東(田無瀬、 <u>鶴</u> 、小山重、三久保、	村所西(中之藪、深瀬、合崎、狭上)	
	桐原)方面		
班員	会長、みさえ委員、義郎委員、勉委員、	上村委員、広久委員、敏郎委員、麻依	

	事務局長、事務局長補佐	
筆数	残り13筆/27筆	残り3筆/6筆
面積	残り2,357㎡/5,027㎡	残り3, 131㎡/11, 693㎡

~非農地判断調查~

会長: それでは非農地判断の結果について報告します。第1班村所東地区の調査結果について私の方から代表で報告します。13筆のうち2筆を再生可能として残し、11筆は非農地判断としました。

2番委員:第2班村所西地区の調査結果について報告します。3筆のうち3筆を非農地判断 としました。

会長:以上のような状況でありますが、質問等ありませんか?

委員: 異議なし

会長: 異議なしということで、非農地判断について可決いたします。以上で、審議を終わります。

4 閉会 15:50

議事を作成した者の職、氏名

事務局長 中武賢治 事務局 中武麻依

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長 会長							
署名委員	5番						
署名委員	6番						